

福祉だより

令和8年6月発行
最上町健康福祉課



家庭や地域で安心して暮らすための高齢者福祉、障がい者福祉、児童・ひとり親福祉の制度やサービスを紹介します。

※ご不明な点は、下記まで
お問い合わせください。
健康センター 健康福祉課
電話 43-3117

◎ 高齢者福祉 (在宅福祉サービス)

事業名	サービス内容	要 件(①又は②に該当する方で、イとロは必須要件です。)				負担金
		①障害者手帳をお持ちでない方	②障害者手帳をお持ちの方	イ. その他	ロ. 所得等	
介護用品等支給事業	1カ月5,000円まで紙おむつ購入費を助成(在宅で介護している方へのサービスです)	介護度3以上かつ常時失禁状態が2カ月以上続いている方	(裏面・日常生活用具給付をご利用ください。) ※対象要件あり	①の方を在宅で介護している方がいること	生計中心者の所得税額が10万円以下の世帯であること	—
寝たきり老人等介護者激励金支給事業	年1回50,000円の支給(在宅で介護している方へのサービスです)	介護度4以上、又は重度の認知症の方	身体障害者手帳2級以上かつ寝たきりの方	①又は②の方を6カ月以上在宅で介護している方がいること	—	—
訪問理容・美容サービス事業	訪問理容・美容に係る出張費について1,000円を助成(年4回まで)	65歳以上の方	介護度1以上	身体障害者手帳3級以上又は療育手帳をお持ちの方	—	—
介護移送サービス助成事業	住居と病院・福祉サービス機関の往来のため、リフト付き車両による移送サービスを利用した料金の半額を助成(片道上限10,000円、4往復まで) ※転院時は該当になりません。	65歳以上の方	主治医意見書の寝たきり度が重い方	身体障害者手帳2級以上をお持ちの方	リフト付き車両以外での移動が困難な方に限る	生計中心者の所得税額が10万円以下の世帯であること
軽度生活支援事業	◆除雪支援 …屋根の雪下ろし等(小屋・車庫は除く)	65歳以上の方	—	身体障害者手帳1,2級又は精神障害1級世帯の方	冬期間居住している住居に限る	町民税非課税世帯であること
	◆ホームヘルプサービス …家事等の支援、買い物支援等	65歳以上の方	介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	単身高齢者又は高齢者夫婦世帯であること	—
いきいきデイサービス事業	通所により日常生活の支援、及び食事や入浴、レクリエーションによる生きがいづくり		介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	—	—
緊急通報システム事業	緊急通報システムの設置	65歳以上の慢性疾患のある方等、 なお、要件の詳細についてはお問い合わせください。		緊急時に対応できる協力者2名の登録等が必要です	—	6,000円/年(通話料・電気料は別途負担)
老人短期入所生活介護事業	一時的に施設に入所し体調調整を図り生活習慣の指導を行う	65歳以上の方	介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	基本的な生活習慣の欠如など社会適応が困難な方	—

(その他)

健康福祉課は、生活困窮、ひきこもり、配偶者暴力で悩んでいる方や生きづらさを抱える方の総合相談窓口となっています。どんなことでも健康福祉課(電話 43-3117)までご相談ください。

◎ 児童・ひとり親福祉 (医療制度)

制 度 名	制 度 内 容
子育て支援医療	高校生相当年齢(18歳になって最初に迎える3月31日)までの児童を対象に外来・入院の医療保険(健康保険)の自己負担分が助成されます。
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等世帯の親と18歳以下の児童を対象に、医療保険(健康保険)の自己負担分が助成されます。
未熟児養育医療	未熟児(体重2,000グラム以下で出生した乳児)が指定医療機関で入院治療を受ける場合に医療費が助成されます。自己負担額(徴収額)は世帯に所得によって決定されます。

(手当制度)

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当についてご不明な点は、こども支援課(電話 43-2247)までお問い合わせください。

制 度 名	支 給 対 象 者	支 給 月 額	支 払 時 期
児童手当	高校生年代までの児童を養育している方	☆児童1人あたり(月額) 3歳未満 第一子・第二子 15,000円 第三子以降 30,000円 3歳～18歳 第一子・第二子 10,000円 第三子以降 30,000円 ※手当の支給は、18歳到達後の最初の年度末までです。 ※第三子以降の算定対象期間は、22歳到達後の最初の年度末までになります。 (受給者による監護等がある場合に限りです)	2か月分まとめて2, 4, 6, 8, 10, 12月(偶数月)に支給
児童扶養手当	父母の離婚・死別などによるひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護し生計を共にしている父または母、あるいは父または母にかわって児童を養育している方(遺族年金対象者を除く)	☆扶養児童1人あたり(月額) 全部支給 48,050円 児童2人目以降は1人につき11,350円加算 一部支給 48,040円～11,340円 児童2人目以降は1人につき11,340円～5,680円加算 ※父または母、もしくは同居する扶養義務者の所得に応じて、全部支給・一部支給・全部停止のいずれかになります。	2か月分まとめて1, 3, 5, 7, 9, 11月(奇数月)に支給
特別児童扶養手当	心身に障害のある満20歳未満の児童を養育する方	☆1級障害 58,450円(月額) ☆2級障害 38,930円(月額)	4か月分まとめて4, 8, 11月に支給

◎ 障がい者・障がい児 福祉

=====◇ 手 帳 ◇=====

※障がい等により、日常生活に制約のある方が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。

●身体障害者手帳	身体に障がいがあり、その障がいの程度が身体障がい者障がい等級表に該当する方
●療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいの判定を受けた方
●精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約があり、障がい等級に該当すると判定された方

=====◇ 支 援 ◇=====

●居宅介護 (ホームヘルプ)	身体・知的・精神に障がいのある方及び難病等患者等で日常生活において支援が必要な方に対して、入浴や排泄・食事等の身体介護、料理・家の掃除等の家事援助の支援を行います。
●放課後デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
●日中一時支援	家族の都合等により、障がい(児)者を日中預かってもらう支援サービスです。
●短期入所 (ショートステイ)	在宅の重度身体障がい(児)者・知的障がい(児)者が一時的に施設で支援を受けながら生活できるサービスです。
●共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で相談や日常生活上の支援を受けながら、生活するサービスです。

↑原則、1割の自己負担があります。

=====◇ 給 付・交 付 ◇=====

●補装具の交付・修理	身体障がい(児)者の身体的な欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の助長を図るため、補装具(義肢・補聴器・車椅子等)の交付と修理を行います。原則として1割の自己負担があります。
●日常生活用具の給付	身体障がい者(児)及び難病患者等が、日常の生活を容易にするために必要な用具を給付します。原則として1割の自己負担があります。 ※紙おむつ購入費(1か月5,000円まで)について 次のいずれにも該当し、生計中心者の前年における所得税の課税が100,000円以下の世帯に属する者 ①65歳未満の者で、在宅の寝たきり又は常時失禁にある状態 ②障がいの程度が次のいずれかに該当する者 ア. 肢体不自由の身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者 イ. 療育手帳の程度がAの交付を受けた者
●住宅改修費の給付	身体障がい者(児)で身体障がい者手帳3級以上の交付を受けている方及び難病患者等が、居住する住宅に対して改修した費用の一部を支給します。 ※必ず事前にご相談ください。

=====◇ 手 当 ◇=====

●特別障害者手当	20 歳以上の人で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する人が受給できます。 ☆支給金額 29,590円（月額） ☆支給時期 3ヶ月分まとめて、2月、5月、8月、11月に支給
●障害児福祉手当	20 歳未満の人で、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人が受給できます。 ☆支給金額 16,100円（月額） ☆支給時期 3ヶ月分まとめて、2月、5月、8月、11月に支給
●心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

=====◇ 医 療 ◇=====

●自立支援医療 （更生医療）	18 歳以上で、主に心臓機能障がいや変形性関節症の障がいがある方が、機能回復や障がいの軽減のために、指定医療機関において手術を受ける場合等、医療保険の範囲内で医療を受けることができます。原則として1割の自己負担があります。
●自立支援医療 （育成医療）	18 歳未満の身体に障がいのある児童が機能回復や障がいの軽減のために、指定医療機関において手術を受ける場合等、医療保険の範囲内で医療を受けることができます。原則として1割の自己負担があります。
●自立支援医療 （精神通院医療）	精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対して医療費を助成する制度です。原則として、1割の自己負担があります。
●重度心身障害(児)者医療	身体障害者手帳1、2級の手帳所持者等に対して、医療保険（健康保険）で支払う自己負担分が助成されます。

=====◇ 助 成 ◇=====

●人工透析患者通院交通費	腎臓機能障がいのため、人工透析療法を受けている方に、月額3,000円を上限に交通費を助成します。（ただし、自家用車・JRで通院している方に限ります。）
●介護移送サービス助成	65 歳以上の下肢の不自由な方が通院や福祉サービス機関と住居との往來の為、リフト付き車両による移送サービスを利用した方に利用料金の半額を助成します。（片道上限10,000円、4往復まで、所得制限あり）
●身体障がい者用 及び介護用 自動車改造費助成（新）	運動機能障がい等で身体障害者手帳（1級から3級まで）の交付を受けている方または生計を同一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車を改造または購入する場合に経費の一部を助成します。 ※必ず事前にご相談ください。